議案第121号

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条 例を次のように定める。

令和2年6月3日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年さいたま市条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附則	附則
1~6 [略]	1~6 [略]
(保育所の職員配置に係る特例)	
7 保育の需要に応じるに足りる保育所、認定こど	
も園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第	
65号)第27条第1項の確認を受けたものに限	
る。) 又は家庭的保育事業等が不足していること	
に鑑み、当分の間、第45条第2項ただし書の規	
定を適用しないことができる。この場合において、	
同項本文の規定により必要な保育士が1人となる	
ときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同	
等の知識及び経験を有すると認める者を置かなけ	
<u>ればならない。</u>	
8 前項の事情に鑑み、当分の間、第45条第2項	
に規定する保育士の数の算定については、幼稚園	
教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許	
大(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通	

<u>免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなす</u> ことができる。

- 9 附則第7項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 10 前2項の規定を適用するときは、保育士(法 第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平 成10年厚生省令第51号)附則第2項又は前2 項の規定により保育士とみなされる者を除く。) を、保育士の数(前2項の規定の適用がないとし た場合の第45条第2項により算定した数をいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

(さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第2条 さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例(平成30年さいたま市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附則	附則
1・2 [略]	1・2 [略]
(認定こども園の職員の資格に関する特例)	
3 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少	
数である時間帯において、第3条第1項の規定に	
より認定こども園に置かなければならない職員の	
数が1人となる場合には、当分の間、第4条第1	

- 項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、第3 条第1項の規定により認定こども園に置くものと される職員のうち1人は、市長が幼稚園教諭の普 通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知 識及び経験を有すると認める者とすることができ る。
- 4 第4条第1項及び第4項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園教諭の普通免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。)をもって代えることができる。
- 5 第4条第2項の規定により置かなければならない幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 1日につき8時間を超えて開所する認定こども 園において、開所時間を通じて必要となる職員の 総数が、利用定員に応じて置かなければならない 職員の数を超える場合における第4条第1項、第 2項及び第4項の規定により置かなければならない幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有 する者については、当分の間、開所時間を通じて 必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置 かなければならない職員の数を差し引いて得た数 の範囲で、市長が幼稚園教諭の普通免許状又は保 育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有 すると認める者をもって代えることができる。こ の場合において、当該者は補助者として従事する 場合を除き、教育課程に基づく教育に従事しては ならない。
- 7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に 掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって 代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の 総数は、第3条第1項の規定により認定こども園 に置くものとされる職員の数の3分の1を超えて はならない。

附則第	第4条第1項及び第	幼稚園教諭の
4項	4項(ただし書の規	普通免許状又
	定を適用する場合を	は小学校教諭
	除く。)の規定によ	若しくは養護
	り置かなければなら	教諭の普通免
	ない保育士の資格を	許状を有する
	有する者	者
附則第	第4条第2項の規定	小学校教諭又

5項	により置かなければ ならない幼稚園教諭 の普通免許状又は保 育士の資格を有する 者	は養護教諭の 普通免許状を 有する者
附則第 6項	第4条第1項、第2 項及び第4項の規定 により置かなければ ならない幼稚園教諭 の普通免許状又は保 育士の資格を有する 者	市長が幼稚園 新術又は格の 許状の 者との お識を おお のお のお のお のお のお のお のお のお の の の の の の の の の の の の の

(さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改 正)

第3条 さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平 成26年さいたま市条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前 (職員の数等)

第5条 [略]

- 2 「略]
- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び 保育(満3歳未満の園児については、その保育。 以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表 の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表 の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職 員の数は、常時2人を下ってはならない。

「略〕

備考

1 この表に定める員数は、副園長(幼稚 園の教諭の普通免許状(教育職員免許法 (昭和24年法律第147号)第4条第 2項に規定する普通免許状をいう。以下 この項及び附則第9項において同じ。) を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年

(職員の数等)

第5条 [略]

- 「略]
- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び 保育(満3歳未満の園児については、その保育。 以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表 の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表 の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職 員の数は、常時2人を下ってはならない。

「略]

備考

この表に定める員数は、副園長(幼稚 園の教諭の普通免許状(教育職員免許法 (昭和24年法律第147号)第4条第 2項に規定する普通免許状をいう。以下 この項において同じ。)を有し、かつ、 児童福祉法(昭和22年法律第164号 法律第164号)第18条の18第1項 の登録(以下この項において「登録」と いう。)を受けたものに限る。)、教頭 (幼稚園の教諭の普通免許状を有し、か つ、登録を受けたものに限る。)、主幹 保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助 保育教諭又は講師であって、園児の教育 及び保育に直接従事する者の数をいう。

 $2 \sim 4$ [略]

4·5 [略]

附則

 $1 \sim 7$ 「略]

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

- 8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第5条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考第1項の規定にかかわらず、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。
- 9 第5条第3項の表備考第1項に規定する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 10 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第5条第3項の表備考第1項に規定する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 11 前2項の規定により第5条第3項の表備考第 1項に規定する者を小学校教諭等免許状所持者又 は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有する と認める者をもって代える場合においては、当該

)第18条の18第1項の登録(以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

 $2 \sim 4$ [略]

4·5 [略]

附 1~7 [略] 小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭 と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数 は、同項の規定により置かなければならない職員 の数の3分の1を超えてはならない。

(さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正) 第4条 さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26 年さいたま市条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

 改正後
 改正前

 附則
 附則

1~5 [略]

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保 育事業所の職員配置に係る特例)

- 6 保育の需要に応じるに足りる保育所、認定こど も園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確 認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等 が不足していることに鑑み、当分の間、第29条 第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の 合計数が1となるときは、第29条第2項又は第 44条第2項に規定する保育士の数は1人以上と することができる。ただし、配置される保育士の 数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保 育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認め る者を置かなければならない。
- 7 前項の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項 又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定 については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は 養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和2 4年法律第147号)第4条第2項に規定する普 通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみな すことができる。
- 8 附則第6項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型 又は保育所型事業所内保育事業所(以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員

1~5 [略]

- の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 9 前2項の規定を適用するときは、保育士(法第 18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第 29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項 の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、 保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場 合の第29条第2項又は第44条第2項により算 定した数をいう。)の3分の2以上、置かなけれ ばならない。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。